

## 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および児童家庭課所管補助金等交付要綱（昭和46年4月1日決定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 知事は、困難な問題を抱える女性等の安心した居場所を確保するとともに、孤立防止や早期支援に繋げていくため、当事者団体自身が行う自助グループ活動を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、福井県内で自助グループ活動を行う主に女性の当事者会または家族会等で、以下の要件を満たす団体とする。

- (1) 団体としての活動を1年以上有していること。
- (2) 自助グループ活動の実施や社会福祉分野の支援等の実績を有する管理者（責任者）を置いていること。
- (3) 団体の規約、活動にあたっての個人情報取扱いにかかる規程を有していること。
- (4) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある団体でないこと。
- (5) 10名以上が登録される見込みの団体であること（支援者を含む）。

(補助対象事業の内容)

第4条 補助対象となる事業は、主に困難を抱えた女性等に対して、以下の全ての活動を行うものとする。なお、活動は、県内全域の当事者が参加できるものとする。

- (1) ミーティング<sup>※1</sup>または居場所活動<sup>※2</sup>を年4回以上実施すること。

※1 ミーティングは、同じ課題を抱える者同士が自主的に集まり、体験の共有、相互理解および支え合いを目的として行う集団による話し合いの活動をいう（対面に限らず、オンラインによる活動も実施回数に含める）。

※2 居場所活動は、運営スタッフを配置し、安心して自由な時間を過ごす場を提供し、交流、休息、相談活動等を通じて心身の安定および社会参加を促進する活動をいう。

- (2) 情報提供
- (3) 相談活動（適宜、専門機関等への繋ぎを含む）
- (4) 行政や専門機関との連携活動
- (5) 活動の記録と評価

(補助基準額および補助算定割合)

第5条 補助基準額および補助率等は以下に定めるところによる。なお、補助額に千円未満の端数がある場合は千円未満を切り捨てるものとする。

- (1) 補助基準額  
1団体当たり 450千円（補助額は300千円が上限）
- (2) 補助率  
対象経費の2/3

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象経費は以下のとおりとする。なお、本補助金以外の寄付金その他の補助金の受領を妨げないものとする。ただし、同一経費に対する補助の重複は認めない。

賃金、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、食料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金

(補助金の不交付)

第7条 次の場合には、補助金の全部または一部を交付しないことがある。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分または寄附行為および定款に違反している場合
- (2) 管理経営が著しく適正を欠く場合
- (3) その他、補助金を交付する趣旨に鑑み、補助金を交付することが適当でない認められる場合

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の申請をしようとするときには、知事の定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事の定める日までに、補助金変更交付申請書（様式第2号）および事業計画書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金の交付のあった翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(補助事業の中止または廃止)

第13条 補助事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

福井県知事

様

申請者  
住所  
法人名  
理事長名

令和 年度 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金  
交付申請書

令和 年度困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業について補助金の交付を受けたいので、福井県補助金交付規則第4条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金
- 2 補助事業の目的及び内容 困難な問題を抱える女性等の安心した居場所を確保するとともに、孤立防止や早期支援に繋げていくため、当事者団体自身が行う自助グループ活動を実施。
- 3 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 4 交付申請額 円
- 5 その他添付書類
  - (1) 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業積算内訳書  
(様式第1号-1)
  - (2) 団体の概要(様式第1号-2)
  - (3) 歳入歳出予算書(抄本)
  - (4) 団体の規約、個人情報の取扱いにかかる規定
  - (5) その他、事業内容(実施場所・時間、実施体制等が記載された事業説明資料(チラシ等))がわかる資料

福井県知事 様

申請者  
住所  
法人名  
理事長名

令和 年度 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金  
変更交付申請書

令和 年 月 日付け福井県指令児第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業について、補助金の変更交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金
- 2 変更の内容
- 3 交付申請額 交付前の交付決定額 円  
増 減 額 円  
今回の変更交付申請額 円
- 5 添付書類
  - (1) 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業積算内訳書
  - (2) 歳入歳出予算書 (抄本)

福井県知事

様

申請者  
住所  
法人名  
理事長名

令和 年度 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け福井県指令児第 号で補助金の交付決定を受けた令和年度困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業について、事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業
- 2 補助金の交付決定額および精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円
- 3 添付書類
  - (1) 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業精算内訳書  
(様式第3号-1)
  - (2) 歳入歳出決算書(抄本)
  - (3) その他、事業内容(活動実績、支援対象者等)がわかる資料

福井県知事 様

住所  
法人名  
理事長名

令和 年度 困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金  
交付請求書（精算払）

令和〇年〇月〇日付け福井県指令児第〇〇〇号で額の確定があった令和 年度困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金 円を交付されるよう福井県補助金等交付規則第15条の規定により請求します。

【振込口座】

金融機関名 :  
支店名 :  
口座種類 :  
口座番号 :  
口座名 :

発行責任者 : 〇〇 〇〇〇〇  
担当者 : 〇〇 〇〇〇〇  
連絡先 : TEL〇〇-〇〇-〇〇  
mail